

重要事項確認及び同意書

【幼稚園・我孫子市幼稚園型認定こども園・我孫子市外認定こども園 認定用】

(※我孫子市幼保連携型認定こども園に入園申し込みの方は **重要事項確認及び同意書【2・3号認定用】**をご利用ください。)

- 我孫子市 幼稚園・幼稚園型認定こども園・市外認定こども園申請にあたっての重要事項となります。必ず全ての項目をお読みいただき、確認欄にチェックのうえ、ご署名をお願いいたします。

(園児名)

(施設名)

(園児名)

(施設名)

★申請手続き上の確認事項

【共通】※全員ご確認ください。

		確認欄
1	提出された書類は返却できません。必要な場合は、必ず事前にご自身でコピーをお取りください。郵送で書類を提出した場合、未着や同封漏れについては市は責任を負いません。	
2	提出された書類について、園と情報を共有いたします。また、勤務先等の証明者に問い合わせることがあります。	
3	申込み内容が事実と異なる場合、認定を変更することがあります。就労状況や家族構成等についても正確に記載・申告してください。	
4	給付認定に関する審査結果については、給付認定申請が集中し、認定審査に時間を要する時期は、申請後30日を超えて通知することがあります。	
5	引越、別居、同居等、申請状況に変更があった、もしくは提出した書類の中で内容に変更が生じた場合は、速やかに必要な手続きを行ってください。申請の内容が事実と異なる場合は、認定を変更する場合があります。	
6	修正申告等で税額に変更がある場合は必ず保育課へ申し出てください。副食費免除判定の再計算をいたします。市区町村が修正申告等を確認した翌月から再判定対象となります。また、税未申告であった方が、申告を行った場合も同様の取り扱いです。(園での給食を利用されていない方はチェック不要です)	
7	祖父母や、婚姻関係にないパートナーと同居していたり、住所、又は住民票が一緒である場合は、状況により、市民税所得割額を合算して、副食費徴収免除の判定をいたします。(園での給食を利用されていない方はチェック不要です)	
8	以下①②の場合はひとり親とはみなしません。①②ともに副食費免除算定上の扶養義務者となり、保育を必要とする証明書の提出も必要になります。 ①父母の離婚が成立していても、同居している場合や住民票上同一の場合 ②お子さんの実父母ではない方や、婚姻関係にない方であっても同居している場合や、住民票上同じ住所であったり、子の保護者と考えられる場合	

【保育認定】※2号・新2号・新3号の申請をされる方は全員ご確認ください。

9	外国籍の方は、在留資格・在留期間等を確認するために留カードの写し(両面とも)が必要です。	
10	求職活動で認定された場合は、認定後1か月以内に月64時間以上(休憩時間除く)の仕事を開始し、早急に「就労証明書」を提出してください。未提出の場合は教育認定に変更となります。	
11	求職活動の認定ができるのは1年につき1回です。求職期間終了後1年間は、求職活動での認定はできません。	
12	転職した場合は、退職日のわかる証明書と新しい就労先の就労証明書を提出してください。	
13	保育時間は、保護者の就労時間など、実態に応じたものとなりますのでその範囲内でご利用ください。認定こども園では、保育の必要性の認定で示された時間(保育標準時間・保育短時間)と実際に施設でお預かりする保育時間は異なります。実際の保育時間は、保護者の就労時間など、実態に応じたものとなりますので、申請時間内での送迎をお願いいたします。	
14	保育認定を受けている間は、保育の必要性を継続的に満たしていることが必要です。継続要件は、保護者が月64時間以上(休憩時間除く)の就労、就学、介護・看護等をしていること、疾病・障害等により保育が必要な状態が続いていること等です。保育の必要性がなくなった場合は、必ずその時点で認定変更をしてください。65歳未満で同居されている祖父母の方も同要件が必要となります。	
15	保育認定を受けた場合であっても、小学校入学までの継続認定を保証するものではありません。認定基準を満たさなくなった場合は、その時点で教育認定に変更する必要があります。認定基準を満たしていることの確認は毎年1回必ず行います。継続要件を満たしていても、保護者自身が自らその状態について証明(継続書類の提出)されなければ、保育を必要とする要件が公的に明らかになっていないため、同様に教育認定に変更となります。	

我孫子市長あて

給付認定の申請にあたり、上記の事項について確認及び同意しました。

年 月 日 (本人署名) 保護者氏名

保護者氏名

祖父母と同居の場合 (本人署名) 祖父母氏名

祖父母氏名